

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

### ○三原委員長 次に、荒井聰君。

#### ○荒井委員 民進党の荒井聰でございます。

冒頭、ことしの四月、尊敬する三原さんが委員長になられましたので、私から、この委員会が成立した際の議運での申し合わせ事項、すなわち諮問機関、アドバイザーボードを設けるといったことについて、ぜひ委員長としてお骨折りをいただきたいというふうに思います。もう既に三年半約四年ぐらい経とうといたしておりますので、国会の場で約束されたことはしっかり守っていくということが大事なのではないかというふうに思いますので、冒頭お願いいたします。

さて、けさの地震で、福島第二原発の三号炉のプールのポンプがとまった。原発の事故というか、原発の安全性にかかわるものというのはほとんど水にかかわるといえるか、水がいろいろなキーワードになっているというふうに思います。多くても

だめだし、少なくともだめだと。

今度の場合には、プールの水が、ポンプが停止することによってなくなるかもしれない、蒸発してしまうかもしれない。これは、福島第一原発の四号炉で、アメリカも含めた、日本じゅうが戦慄をしたわけでありまして。あそこに本当に水がなくなっていれば東京さえも住めなくなる、そういうことが心配されていたわけでありまして。あれはたまたま、原子炉の改築工事が行われていて、水が満たされていて、その水のふたが開いてプールに進入したということが後でたしかわかったはずでありますから、そういうことが再び起きかねないということなんだろうと思います。

また、水が多過ぎてもだめだと。これはことしの九月でありましょうか、関西電力の志賀原発で起きたことでもありますけれども、あのとき集中豪雨が起きて、排水路を通って原子炉建屋の中に大量の水が流れ込み、原子炉冷却装置の分電盤とか非常用電源が水没する危険性があつたという事故が起きています。

これらについても事なきを得たわけですが、それでも、まだまだ私は原発の安全性についてはいろいろな問題があるのではないだろうか、その意味では、原子力規制委員会の果たす役割というのほとても大きいと思います。

ただ、田中委員長は民主党政権下で委員長に指名をされた方でございますので、陰に陽にさまざまにプレッシャーを受けられているのかなというふうな心配をしていますけれども、事は国民の安全性にかかわる問題であります。信念をしっかりと

通して、安全性についてしっかりとしたお仕事をされるようお願い申し上げます。

冒頭、きょうの東京新聞の「大人の偏見」という、自主避難者の子供がいじめに遭っているという記事でありました。

この記事をちよつと読ませていただきますと、「いままでなんかいも死のうとおもった。でも、しんさいでいっぱい死んだからつらいけどぼくはいきるときめた」。小学校六年生の子供です。「ばいきんあつかいされて、ほうしゃのうだとおもっていつもつらかった。福島の人はいじめられると思った」。

これが今、福島の被災者の子供たちの置かれている状況なのではないかというふうに私は思います。これをしっかりと、教育の分野やあるいは国を挙げてそういうことを避けていくというのが国の役割だと私は思うんです。

それで、子ども・被災者支援法という法律、これは、自主避難者も含めて、避難者に対する超党派の唯一の法律であります。

この法律の中で、このことを既に想定していたんです。被災者生活支援等を講ずるに当たっては、被災者に対するいじめなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされていなければならぬという条項を、これは私が入れました。入れているんです。

被曝をしたということ、その地域、被災者の場所のでいわれなき差別、いじめというのはある種の偏見とそれから差別だと思えますので、そういうことに対しても十分配慮するべきだ、こういう

ことを学校の先生がほとんど理解していなかったんじゃないだろうかということはとても残念に思います。

もう一つは、今、自主避難者で一番不安にさいなまれている、困っているのは、もう五年たつわけですけれども、自主避難地における住宅の確保であります。

来年の四月でこの住宅の確保策が打ち切りになるということ、このままでは生活ができないというような、そういう自主避難者からの悲鳴に近いような声が出ています。

国策で行った原発政策です。それで起きた事故ですから、私は、国が前面に出て、この避難者の人たちに対する住宅の確保策ということは継続をさせるべきだと思います。そのことは、被災者支援法の中に、避難した人も、それからとどまった人も、あるいは帰還する人もひとしく支援を受けべきであるという思想が、理念がこの中に書かれているんです。

だから、この被災者支援法を、しっかりとこの理念を守っていくということで、私は、復興庁、総務省、あるいは環境省、全ての関係省庁を挙げてこの人たちを支援していくことが必要だと思えますが、きょうは復興庁から副大臣が来られていまして、御答弁をお願いします。

**○橋副大臣** 荒井議員に御答弁申し上げます。

避難指示区域外からの避難者への応急仮設住宅の供与終了につきまして、福島県が住居の確保の市町村ごとの状況等を踏まえて判断をし、災害救助法に基づいて内閣府に協議がなされ、決定し

たものと承知しております。

応急仮設住宅の供与終了に当たり、福島県では、自主避難者の方々に対する仮設住宅の供与終了後の支援策を策定し、民間賃貸住宅での家賃補助、公営住宅等の確保、県内帰還時の移転補助を行うものと認識をしております。

また、復興庁におきましても、住宅確保に關しまして、雇用促進住宅での受け入れを関係団体に協力要請し、住宅の一部提供が行われることとなつたほか、国土交通省とも連携をしながら、公営住宅への入居円滑化への支援を行っているところであります。

さらに、避難者の皆さん方への相談支援などを通じて、この福島県の支援策が円滑に進むように支援してまいりたい、このように考えております。**○荒井委員** 四月に承った答弁と全く同じなんです。私は、この半年間、復興庁は何やっていったというふうに思います。

その次のものも同じなんですけれども、もともと国が前面に出るべきだと私は指摘をしたつもりであります。いつでも、福島県がやることだからと言って、私は逃げています。国策民営化だと片一方で言いながら、被災に遭ったその人たちに対しては全部福島に預けている。それは違うんじゃないでしょうか。

そのことを指摘して、これ以上議論しても何もないんじゃないでしょうか、そのままにしておきますけれども。

今、皆さんのお手元にこのペーパーを、新聞記事ですけれども、お渡しをいたしました。この件

もことしの四月に私が指摘したことです。せっかく被災に遭った人が帰ってきて、定住をしようとして家を買った。土地を買って、家を建てた。そしてそのときに、除染が終わった土をあなたが買った土地のどこどこに埋めてありますという簡易なペーパーをもらったので、そこを避けてその土地に家を建てた。そうしたら、家の下からフレコンバッグが出てきたんですよ。

これは、住んでいる人にとつては、集めた除染土の上に住んでいるわけですから、とても安心して住めない、不安でたまらないというのが私たち普通の人の一般的な考えじゃないでしょうか。

それを指摘したのが、私、四月ですよ、四月二日ですよ。今、十一月。十一月になつてもこのフレコンバッグは運び出されていません。

なぜ運び出されないのか、その理由を副大臣、答弁できますか。できない、準備していない。**○早水政府参考人** 除染を担当しております環境省よりお答えいたします。

今御指摘にございました福島市内の住宅の地下からフレコンバッグが出てきた件ですけれども、住宅建設の際に、建設業者及び住民の方が保管場所を正確に把握できていない事態が生じたというものと聞いております。この件につきましては、現在も引き続き福島市それから住宅の建設業者及び居住者との間で対応策を協議中というふうに聞いております。

環境省といたしましては、同様の事態の発生を防ぐべく、関係地方自治体を通じまして、除去土壌等が保管されている土地の所有者、宅地建物取

引業者等に対しまして、特措法に基づき作成された保管場所を明らかにした図面等の閲覧ができる旨の周知を図っているとところでございます。

引き続き、関係市町村等に対しまして、保管場所の記録や管理、それらの情報の住民への正確な伝達の徹底を求めながら、除去土壌等の適切な管理、それから安全確保に万全を期すとともに、搬入先となります中間貯蔵施設の整備に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○荒井委員 その答弁も半年前、ほとんど同じ答弁だったですよ。この半年、環境省は何をやっていたんですか。

苦しんでいる人は、せっかく家を買って、借金も毎月毎月返済しながら、不安にさいなまれていくんですよ。しかも自分の責任じゃない。それを、これは福島市がやるものだから、業者がやるものだからと。どこへ行ったらいいんですか、その人たちは。そういう感覚、被災者に寄り添うという感覚がなければ、私は、福島の復興あるいは福島の安全をもう一度確保することはできないと思いますよ。

そして、それができるのは、私は環境省だと思うんですよ。環境省がその被災者に寄り添っていくという姿勢を示して、直接福島市と当たるぐらいじゃないとできないでしょう、これは。もつとも、環境省は地方自治体との関係が非常に希薄ですから難しいのかもしれない。しかし、それだったら、それに適応できるような体制をつくらなければならないか、環境省だけではなくて、

こういう人たちが恐らくたくさん出てくると思

いますよ。なぜか。それは中間貯蔵施設ができていないからです。中間貯蔵施設ができていなければ、何もそんな住宅の下に埋めることはなくて、そこへすぐ持っていったらいいでしょう。しかし、中間貯蔵施設、今、土地買収はどのぐらいできていますか。一〇%もできていないでしょう。まだまだできないですよ、あれ。そうすると、こういう事態は福島市内、あちこちで起きますよ。福島の内じゃなくて福島県下で。

どうですか。こういう件については、政治の話だから、副大臣。

○橋副大臣 中間貯蔵施設の整備、これが福島の復興に必要不可欠であるということは、全く荒井委員のおっしゃるとおりであります。地元の皆様の御理解、双葉町、大熊町の町、また、住民の皆様、御理解、地権者の御理解を得ながら、着実に取り組みを進めていくことが重要と認識しております。

本年三月に閣議決定した復興の基本方針でも、「中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入を進めるため、政府一体となって取組を進める。」こととしております。

用地交渉の状況であります。十月末時点で、努力を積み重ねながら、契約実績で民地の百七十ヘクタール、一〇・六%に今到達をしたところであります。そして本格施設の整備に着手ということで、十一月十五日、着工を見たところでございます。

これを、とにかく整備を進めながら、そして搬入できる量を少しでもふやしながら、環境省と連

携をしつつ、復興庁としても取り組みを強化して、一日も早くいい状態にするように努力してまいります。

○荒井委員 私は努力規定じゃもうだめだと思っておりますよ。半年もたっているんですよ、私が指摘してから。そのときも、皆さん、えっ、こんなことがあったのかとみんなびっくりしていたけれども、それを指摘して何か動いたかって、何にも動かない。関係省庁は何をやっていたんだと思えます。

その理由はわかるんです。それを掘り出してどこへ持っていったらいいかわからない、中間貯蔵施設ができていないからね。しかし、掘り出したらどこかに持っていかないとだめだけれども、その経費は今のところどこも出さずだめだ。最初の除染で、最初の中間貯蔵までは認められているけれども、中間貯蔵の中間貯蔵に運ぶ、あるいはその経費については誰も見てくれない。

環境省が見たらいいじゃないですか、その費用を、制度的に。

○早水政府参考人 お答えいたします。

今の御指摘の点でございますけれども、現場保管されている除去土壌につきましては最終的に中間貯蔵施設に持っていくわけですから、その途中段階で、例えば中間貯蔵へ輸送するために積み込み場等へ搬出する、あるいは、中間貯蔵施設へ搬出するための準備として地下保管していた除去土壌等を地上保管に変えるといった途中段階につきましても、特措法に基づく財政措置の対象となり得るということでございます。

これらにつきましては、個別に御相談をいただいているところでございます。

**○荒井委員** いや、そういうことであるならば、私はそこは誤解をしております、そういう制度があるというのならば、そのことをしっかりと福島市に伝えたいですよ。そして、幾らお金がかかってもそれを掘り出してやる、そういうことをすることが私は福島復興の第一歩につながると思いますよ。それを指摘したいと思います。

きょうは「もんじゅ」の話とかいろいろな話をしたかったですけれども、余り時間がありませんので、田中さんと討論をする時間を楽しみにしていただきました。

今、新聞で、四十年廃炉の原則がうやむやになったんじゃないかと。原子炉規制法という法律は、これは民主党政権時代につくった法律です。私もこの法律をつくるのに努力いたしました。

しかし、ともすると、この法律は民主党政権のときにできたので、もう重要視しなくてもいいんだという雰囲気は何となくあるんじゃないだろうか。その中で一人で抵抗して頑張っているのは田中さんかなという気もするんですけども。しかし、四十年廃炉の原則というのは、あのとき物すごい議論をして、先ほども話をされていただけけれども、決して田中委員長ともあろう者が、この四十年廃炉の原則というものをおろそかにしてはいないというふうに思っているんですけども、ここは委員長の見解をお尋ねいたします。

**○田中政府特別補佐人** 荒井先生に法律の話を説

明するのはちよつと控えさせていたただきたいと思えますが、私どもは、法律、原子炉規制法に基づいて審査を進めております。そこに書いてあるのは、四十年を迎える日までに、工事認可まで受けたいものについては二十年延長できるということになっております。

私どものミッションとして、事業者から申請があれば、一応それについてはきちつと審査をする。ただし、そこは、四十年ですから、新規制基準にきちつと適合すると同時に、四十年から六十年まで二十年延長しても大丈夫だという確信が得られるような審査をして、その結果として、今まで三つの炉については、事業者からそういう対応をするということ、私、個人的に見れば、随分厳しい要求に対して対応するなどいうふうにも思えます。一基当たり一千億とか二千億というお金がかかる措置ですから、そう簡単なことではなからうと思いつつ、そういうことを、関西電力ですけれども、関西電力の当時の社長にも、呼んで、本当にそういうつもりがあるのかということを確認しつつ、審査を進めてまいりました。

ですから、これは規制委員会、規制庁の一つのミッション、法に定められた仕事をしているという事です。

ただ一方では、やはりそういうことを考えて、民間事業ですから、六つの原子炉についてはもう廃炉を決定してしまっている、だから申請してきていないということ。いずれも古い炉です。

ですから、そういう点では、この四十年の定めが形骸化しているとは思っていませんし、今後も

出てきた場合には、私どもとしては、これまで、従来どおり、新しい規制基準と経年変化というのをきちつと審査してまいりたいと思えます。

**○荒井委員** 委員長の、四十年原則というのは形骸化していないというお話を聞いたので、安心をいたしました。

バックフィットに一千億とか二千億お金がかかる、原発一基つくるときの半分ぐらいの値段がかかるようなところもあるみたいで、それにもかかわらず四十年を延長したい。私には、採算性が合うとはとても思えない。電力の自由化という中で本当に耐えられるのかどうか。これは通産省に聞いた方がいいんですけども、そういう点からも、一度、この四十年を延長して申請をしていくという原発については、私は、委員会ですっかりとした議論をした方がいいのではないかなというふうにも思いますけれども、その機会はまた別途お願いをしたいと思います。

もう一つ、地域に住む人たちにとっての最大のテーマはやはり除染なんですよ。除染の最大の根っこのところは中間貯蔵施設なんです。先ほども言いましたけれども、中間貯蔵施設がなかなかできない。

私は、中間貯蔵施設の建設については、もう四、五年たっているわけですから、ある種の政治的な決断、大胆な決断をするべきときに来ているのではないだろうか。中間貯蔵施設の特別立法をつかって、用地の買収については強制買収ができるようなそういう法律をつくるべきではないだろうか。私は、民主党政権のときに、この地域について

国有化をしたらどうかということをご提案しました。あ のとき、そういうことにもっと時間を割いて議論すべきだったと思いますけれども、強制買収が難しければ、三十年なり、中間貯蔵施設を置いておく間の強制的な土地利用ということをご認めるような、そういう役割というか仕組みというか、そういうことを考えなければ、幾らたつても、先ほどの、土地の下から出てきたとか、あるいは帰ろうとしてもなかなか帰るきつかけができないというようなことがずっと続いてしまうというふうに思います。

どうですか、副大臣。

○橋副大臣 先ほども申し上げたわけでありましてけれども、現在、鋭意、土地の買収そして工事の着手ということで進めてきております。

大変多くの人員も割きながら、地権者の方々お一人お一人の御理解を得るべく今努力をしております。まして、数字も少しずつ、九月、十月と着実に上がってきているところであります。まず今のスキームの中でしっかりと努力をし、そしてまた、中間貯蔵施設の本格施設の整備が進んでまいりますと、受け入れの量も着実にふえてまいります。

平成二十八年度は三十七市町村から十五万立米を輸送する予定であり、また、大熊町の町有地を活用した保管所へ、学校に保管されている除染土壌等の輸送を追加して実施する、こういったことで取り組んでおります。

まずは一日一日しっかりと頑張つてまいりたいと思います。

○荒井委員 中間貯蔵施設の土地というのは古い

土地ですから、地権者が江戸時代から生きていることになっていくようなところがたくさんあるんですよ。これは日本の国土行政あるいは土地行政の欠陥ですよ。

国土庁に地籍という仕事があるんですけども、その地籍の業務を進める、あるいは、住民税だとか固定資産税だとか、そういう税のところと連携をしながら地権関係を整理していくということ、ここだけではなくて、制度として、仕組みとして行う必要があるということをご交委員会なんかで指摘をしておりますけれども、そういうものが間に合わない、間に合わないけれどもどうするのかということ、それは環境省だけの話ではなくて、私は政治の話だと思えます。

ぜひ与党を挙げて、私はしっかりとした議論をしてほしいということをご指摘させていただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。